

平成25年度補正予算 創業促進補助金の主な変更点 (平成26年3月25日更新)

	平成24年度補正予算 「地域需要創造型等起業・創業 促進補助金」	平成25年度補正予算 「創業促進補助金」
	①会社、個人、企業組合、協業組合 ②会社、個人	①会社、個人、企業組合、協業組合、 特定非営利活動法人(※) ②会社、個人、 特定非営利活動法人(※) ※中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、以下のいずれかを満たすこと ア)中小企業者と連携して事業を行うもの イ)中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの(社員総会における表決議の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。) ウ)新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの
補助上限額	700万円(海外需要型) 500万円(第二創業) 200万円(地域需要型)	一律200万円
他の補助金との重複利用	同一の事業計画で補助対象期間が重なる部分については、国(独立行政法人含む)又は地方自治体の他の補助金との重複利用はできない。	地方自治体の補助金との重複利用は認める。ただし、同一の費目の重複利用はできない。(例えば、地方自治体の補助金で家賃補助を受けている場合、創業補助金では家賃補助を受けられない。)
申請書類 (事業計画書)	4枚 (表紙及び認定支援機関による確認書を除く)	3枚 (表紙及び認定支援機関による確認書を除く)
補助対象経費	1. 創業事業費 (1)人件費、(2)起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、(3)店舗等借入費、(4)設備費、(5)原材料費、(6)知的財産権等関連経費、(7)委託費、(8)謝金、(9)旅費 2. 販路開拓費 (1)マーケティング調査費、(2)広報費、(3)委託費、(4)謝金、(5)旅費	1. 人件費 (1)人件費 2. 事業費 (1)起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、(2)店舗等借入費、(3)設備費、(4)原材料費、(5)知的財産権等関連経費、(6)謝金、(7)旅費、(8)マーケティング調査費、(9)広報費、 (10)外注費 3. 委託費 (1)委託費 ※構成を整理し、外注費を新たに追加。 その他の経費については変更なし。
認定支援機関による関与	「①認定支援機関たる金融機関」又は「②金融機関と連携した認定支援機関」により事業計画の策定から実行までの支援を受けること。 ※②の場合は、金融機関と認定支援機関が連携に係る覚書等を締結していることが必要。	同左 ※認定通知書の写しの添付が必要
連携する金融機関欄の押印	金融機関の内部規定等により判断。	原則、代表者印、社印、支店印、支店長印、これらに準じたものとする。(金融機関の内部規定等により判断。)ただし、担当者印は不可。

平成 2 5 年度補正予算

創業補助金 主な Q & A

1 補助対象者（全体）について

Q 1 - 1 : 年齢や性別の制限はありますか。

性別・年齢で不利・有利もありますか。

A 1 - 1 : 年齢や性別による応募の制限はありません。なお、平成 2 5 年 6 月 2 1 日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）を受け、これから創業する女性や若者に対しては一定の配慮を行います。

Q 1 - 2 : 今回の募集から特定非営利活動法人が対象になったのは何故ですか。

A 1 - 2 : 創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていることを鑑み、応募対象者に特定非営利活動法人を追加します。

2 補助対象者（創業）について

Q 2 - 1 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A 2 - 1 : 平成 2 4 年度補正予算創業補助金第 1 回募集開始日の翌日（平成 2 5 年 3 月 2 3 日）以降に創業された方であって、募集要項の 2. 補助対象者の要件を満たしていれば、今回の募集の対象となります。

Q 2 - 2 : 現在、個人事業主ですが応募できますか。

A 2 - 2 : 以下のとおりです。

＜応募対象となる方＞

- ・平成 2 5 年 3 月 2 3 日以降に開業された個人事業主の方
 - ・平成 2 5 年 3 月 2 2 日以前に開業された個人事業主の方で補助事業期間内に法人（会社・特定非営利活動法人）化される方
- ただし、独創性等について、審査において判断されることとなりますので、事業計画書には今回法人化して実施する事業内容が、個人事業での内容と差別化している点を必ず記載してください。

<応募対象とならない方>

- ・平成25年3月22日以前に開業された個人事業主の方で個人事業主として引き続き事業を行う方

Q 2 - 3 : これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業してもいいのですか。

A 2 - 3 : 創業しても差し支えありません。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

Q 2 - 4 : 法人も応募できますか。

A 2 - 4 : 平成25年3月23日以降に法人設立をされている場合は、法人として応募頂けます。

また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。(2-9もご確認ください。)

Q 2 - 5 : 一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2 - 5 : 可能です。

Q 2 - 6 : 次の場合は、対象となりますか。

①個人事業主として病院を開業

②フランチャイズチェーン店として創業

A 2 - 6 : 公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業など）でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象になります。

ただし、独創性等については、審査において判断することとなりますので、他の店舗等と差別化されていることについて、応募書類「様式2 ①事業の具体的な内容」に記載してください。

Q 2 - 7 : 農業を行う者も対象となりますか。

A 2 - 7 : 募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば、対象となります。

ただし、事業計画の独創性等については、審査において判断すること

となります。

なお、農事組合法人については、要件を満たさないため、対象外となります。

Q 2-8 : 次の場合は、対象となりますか。

- ① A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合
- ② A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合
- ③ 大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合

A 2-8 : 申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項 2. (2) をご覧ください。

Q 2-9 : 既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-9 : 既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。既存企業と同じ事業又は単なる延長であると見なされる場合は対象となりませんので、ご注意ください。

Q 2-10 : 個人事業で採択を受けた創業者等が法人を設立した場合、対象となりますか。

A 2-10 : 対象となります。

ただし、交付決定前に発生した費用（定款作成費用等）は補助対象外となります。

Q 2-11 : 個人事業主として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A 2-11 : 創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として可）の提出が必要です。

Q 2-12 : 特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。

A 2-12 : 特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁（都道府県又は政令指定都市）の認証が必要となります。（創

業補助金の採択は、認証に関する保証をするものではありません。) 認証手続き等についてご不明な点は、お近くの特定非営利活動法人の所轄庁にお問い合わせください。

所轄庁一覧は、以下内閣府NPOホームページをご覧ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html>

なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。

Q 2-13 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされない場合には補助金は支払われないのですか。

A 2-13 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされることは、本補助金の必須要件のため、事業完了予定日までなされない場合には、補助金は支払われません。

なお、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を2ヵ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持って手続きを行うようにしてください。

Q 2-14 : 「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。

A 2-14 : 例えば、①商店街の空き店舗にキッズスペースを設置し、地域の子どもを受け入れや商店街と共同で子ども向けイベントを実施することで、商店街全体の魅力を向上させる事業や、②若者等に対して中小企業の魅力を発信し、企業とマッチングを行うことで、中小企業の人材確保を支援する事業などを指します。(H26. 3. 10 追加)

Q 2-15 : 「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。

A 2-15 : 当該特定非営利活動法人が、事業計画書に記載した事業において、中小企業と共同で企画・運営・開発・販売等を実施する事業を行うことを指します(単なる取引(原材料の購入や不動産等の賃貸等)は連携には該当しません)。具体的な連携内容については、事業計画書に記載してください。

なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による

審査委員会において評価を行います。

また、補助事業終了時、申請時に予定していた連携事業が実施されていることが確認できない場合には、要件を満たしていないことから補助金が支払われませんのでご注意ください。(H26. 3. 17 追加)

Q 2-16 : 平成 26 年 3 月 25 日から、「中小企業が参入しうる新たな市場創出に繋がる事業活動を行う者であって、有給職員を雇用する」特定非営利活動法人が新たに対象となりましたが、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。

A 2-16 : ○地域初の商品・サービスの提供であるなど独創性があること
○類似品に比べて構造・機能・体制等において優位性があること
○営利団体である中小企業であっても将来的に参入しうると考えられる採算の取れる市場規模が見込まれること
を行うことを指します。

なお、上記の要件を満たしているかの確認については、有識者による審査委員会において評価を行います。(H26. 3. 25 追加)

Q 2-17 : Q 2-16 における有給職員はいつまでに何名雇用すればよいのですか。

A 2-17 : 補助事業期間中に、最低 1 名以上雇用することが必要です。
(H26. 3. 25 追加)

3 補助対象者（第二創業）について

Q 3-1 : この補助金での「第二創業」の定義を教えてください。

A 3-1 : 「平成 25 年 3 月 22 日から 6 か月前の日（平成 24 年 9 月 23 日）から、応募日翌日以降 6 か月以内かつ補助事業期間完了日までの間に事業承継を行った又は予定している方で、これまで行っていた事業の属する事業とは異なる事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行う者」となっています。

Q 3-2 : ここで言う事業承継とは何を指しますか。

A 3-2 : 会社であれば、先代経営者が後継者に代表権を承継することです。
個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。
事業承継ですので、何らかの経営資源を承継し、それを活かした事

業展開が必要になります。

Q 3 - 3 : 会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。

A 3 - 3 : 退任する必要はありません。先代の経営者は、代表権を有しない役員に留まることが可能です。

Q 3 - 4 : 第二創業で、承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。

A 3 - 4 : 3 - 1 の定義を満たしているのであれば、承継する後継者の人数に限定はありません。共同代表者も認めます。

Q 3 - 5 : 先代経営者（代表者を有している者）が複数名いる場合には、全ての代表者が代表権を承継することが必要ですか。

A 3 - 5 : 全ての代表者が代表権を承継する必要があります。

Q 3 - 6 : 既存の事業で融資を受けていますが、今回新たに応募する事業で外部資金の調達が十分見込まれることが必要なのでしょうか。

A 3 - 6 : 既存の事業で融資を受けている方でも、今回の補助対象事業について外部資金の調達が十分見込まれることが必要です。

Q 3 - 7 : 個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は第二創業となりますか。

A 3 - 7 : 「第二創業」ではなく、会社の「創業」として整理します。「創業」の方にお申し込みください。

Q 3 - 8 : 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか。

A 3 - 8 : 既存の事業は行っても差し支えありません。

Q 3 - 9 : 第二創業について、M & Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。

A 3 - 9 : M & Aであっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。

Q 3 - 10 : 第二創業について、応募者は誰になるのですか。

A 3-10 : これから事業承継する場合には、応募時には先代経営者が応募者となり、事業承継した時点で所定の計画変更により代表者の変更を行う必要があります。

既に事業承継している場合は、応募者は後継者となります。

Q 3-11 : 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合、事業承継として認められるために必要な要件は何ですか。

A 3-11 : 理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更される事を指します。ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更される必要はありません。(H26. 3. 17 追加)

4 補助対象事業について

Q 4-1 : 外部資金の調達は、補助期間中に必ず見込まれる計画になっていなければならないのですか。

A 4-1 : 補助期間中に限定はしていませんが、少なくとも将来的に見込まれる事業内容であることが必要です。

Q 4-2 : 応募時点においては補助期間中に外部資金が見込んでいましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。

A 4-2 : 金融機関による融資が見込まれることは、本補助金の必須要件ですが、補助期間中に融資が実行されないからといって直ちに補助金を受ける資格を失うことにはなりません。結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施状況を見ながら判断します。

Q 4-3 : 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。

A 4-3 : この補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

Q 4-4 : 同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国（独立行政法人を含む）の他の補助金の両方を利用しても構わないでしょうか。

A 4-4 : 補助事業期間が重ならない部分については、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。

Q 4 - 5 : 同一期間内に本補助金と地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。

Q 4 - 5 : 可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。
(例えば、地方自治体による家賃補助を受けている場合、創業補助金においては家賃補助を受けることはできない。)

Q 4 - 6 : 重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響があるのでしょうか。

A 4 - 6 : 利用を予定する(利用している)他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とするという趣旨ではありません。
創業補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択してもらうことになります。

Q 4 - 7 : 第二創業で、後継者による新事業についての事業計画は本補助金に申請し、既存の事業で別の事業計画を他の補助金制度として申請することは可能ですか。

A 4 - 7 : 異なる事業計画であれば可能です。

Q 4 - 8 : 創業した事業内容で全国展開できるようなものでも応募の対象となりますか。

A 4 - 8 : 応募の対象となります。

Q 4 - 9 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。

A 4 - 9 : 対象となります。

Q 4 - 10 : 外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。

A 4 - 10 : 信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はなく、あくまで外部資金の調達が十分見込めることが条件です。

5 補助対象期間について

Q 5 - 1 : 補助事業期間は、採択日から約何か月となるのですか。

A 5 - 1 : 採択後に、補助対象経費の見直し等を行い、補助金の交付決定を行います。補助事業期間はこの交付決定日以降となります。今回の補助事業期間は、平成27年8月末までとなりますので、26年3月24日までの受付分であれば約15か月程度、26年6月30日締切分であれば、約11か月程度となります。

Q 5 - 2 : 応募書類の事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。

A 5 - 2 : 事業完了予定日は、平成27年8月末までの間の日付を記載してください。事業完了予定日までに、開業届の提出や法人設立がなされていることが必要です。

6 補助対象経費について**Q 6 - 1 : 国内に本社は構えた上で、更に海外に店舗等を設ける場合、海外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。**

A 6 - 1 : 海外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。海外店舗設置に伴う、許認可のために海外の官公署へ支払われる費用も対象となりません。

人件費では、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人のみが対象となります。

なお、対象となる経費でも、支出が確認できる証拠書類等が必要となります。証拠書類等が無い場合は対象となりません。

Q 6 - 2 : 認定支援機関が行う事業計画の作成支援は補助金の対象ですか。

A 6 - 2 : 補助金対象は交付決定日以降に係る支援が対象となります。

このため、補助金応募に係る事業計画の作成費用は補助金の対象となりません。なお、個々の支援内容に応じて必要な費用が異なるため、支援に係る費用を一律に設けることは適当ではありませんが、認定支援機関は創業者に対して過度な負担とならないように配慮した上で費用を設定することが望ましいです。

Q 6 - 3 : 設備費について、中古は可能でしょうか。

A 6 - 3 : 中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。

Q 6 - 4 : 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。

A 6 - 4 : 三親等以内の親族については、補助対象となりません。

Q 6 - 5 : 税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。

A 6 - 5 : 補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。
金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。
ただし、税務申告、決算書作成等のために税理士に支払う費用は対象外となります。

Q 6 - 6 : 交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。

A 6 - 6 : 補助対象とはなりません。

Q 6 - 7 : 認定支援機関への謝金は補助対象となりますか。

A 6 - 7 : 交付決定後の支援に係る謝金であれば、補助対象となります。なお、交付決定日以降であっても、補助金の手続き等定めた交付規程に基づく各種届出書の代書費用は対象外となります。

7 補助率・補助額について

Q 7 - 1 : 補助金の下限が 100 万円となっていますが、額の確定の結果、100 万円を下回った場合は、補助金を請求することができないのですか。

A 7 - 1 : 交付決定時に 100 万円以上となっていれば、確定時に 100 万円未満となっても補助金は支払われます。

8 応募手続について

Q 8 - 1 : 私は A 県在住ですが、B 県で事業を実施し起業したい場合はどこの事務局に応募することになるのですか。

A 8 - 1 : 応募書類の提出先は、原則、事業を実施する B 県に申請してください。

支援を受ける認定支援機関は、事業を実施する都道府県内に限定はしませんが、事業計画の策定から実行までの支援を受けることを考慮し

た上で選定することが望ましいです。

Q 8 - 2 : 創業後に遠隔地に移転した場合は、認定支援機関の取扱いはどうなるのですか。

A 8 - 2 : やむを得ない事情がある場合には認定支援機関を変更することは可能です。

その場合には所定様式に基づく登録変更届(新たな認定支援機関の確認書の添付が必要)を提出してください。

現在支援を受けている認定支援機関への連絡をお願いします。

Q 8 - 3 : これまでの募集で採択されなかった場合、今回の募集に応募できますか。

A 8 - 3 : 応募できます。事業計画を練り直した上でご応募ください。

また、今回の募集の先行審査分(平成26年3月24日締切り分)で採択されなかった場合も、平成26年6月30日締切り分に応募することができます(再度応募書類の提出が必要です。)(H26. 3. 17 追加)

Q 8 - 4 : これまでの募集で採択されたのですが、やむを得ず辞退した場合は、今回の募集に応募できますか。

A 8 - 4 : 応募できます。ただし、今回の募集で採択されるとは限りません。(H26. 3. 17 追加)

9 審査・採択について

Q 9 - 1 : 第二創業で申し込む場合、現在の事業は審査の対象ですか。

A 9 - 1 : 現在の事業の内容は審査対象外です。ただし、これまでの事業については決算書等により継続性を確認させていただきます。

Q 9 - 2 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。

A 9 - 2 : 審査の主な着眼点として挙げている項目が明確である記載が望ましいです。

Q 9 - 3 : 面接はありますか。

A 9 - 3 : 原則、書面による審査となりますが、必要に応じて、応募者と認定

支援機関にヒアリングを行います。

Q 9 - 4 : 補助金の採否結果の通知は、確認書に捺印した認定支援機関へ通達されるのですか。

A 9 - 4 : 通知書は応募者本人に送付されます。ただし、必要に応じて認定支援機関にも連絡する場合があります。

Q 9 - 5 : 特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。

A 9 - 5 : 個人事業や会社等と同様で、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込み、認定支援機関による支援の確実性等により判断させていただきます。(H26. 3. 10 追加)

10 補助金の交付について

Q10- 1 : 補助金は、どこから支払われるのですか。

A10- 1 : 地域事務局から支払うことになります。

Q10- 2 : 事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。

A10- 2 : 補助対象事業の完了後、補助事業者は 30 日以内に完了報告書を事務局に提出する必要があります。事務局において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いする形となります。完了報告書の提出から補助金の支払いまで 2～3 ヶ月程度要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

11 交付決定後の注意事項

Q11- 1 : 一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する場合がありますと記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。

A11- 1 : 国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。

これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。

Q11-2 : 補助対象事業完了後、5年間は事業化状況を事務局へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A11-2 : 採択後に配布される様式により、事務局へ提出していただきます。

Q11-3 : 事業は平成27年8月までなのになぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。

A11-3 : 国税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。

12 応募様式について

Q12-1 : 事業計画書の確認書の書類記入と捺印は誰が行うのですか。

A12-1 : 認定支援機関が記入と捺印を行います。

金融機関以外の認定支援機関の場合は、必ず「確認書 3. 連携している金融機関欄」の記入と捺印が必要です。また、認定支援機関たる金融機関であっても、金融面での協力を自らは行わず他の金融機関のみから予定している場合には、「確認書 3. 連携している金融機関欄」の記入と捺印が必要です。

Q12-2 : 事業計画の確認書に添付する金融機関と連携した認定支援機関との覚書等は、どのような場合に必要ですか。

A12-2 : ①金融機関以外の認定支援機関の場合

②認定支援機関たる金融機関が金融面での協力を他の金融機関からのみ予定している場合

①、②いずれも、「確認書 3. 連携している金融機関欄」に、連携している金融機関による記入が必要です。

Q12-3 : 覚書等は、組織の代表者同士が締結しなくてははいけませんか。

A12-3 : 必ずしも、組織の代表者同士が締結するものに限りません。また、覚書等については、認定支援機関と金融機関の両者が連携していくことを確認するための書類であり、連携の内容は、「認定支援機関が事業計画策定から実行までの継続的な支援業務を実施し、金融機関は金融面での支援を協力すること」で、連携の期間は最低限「平成27年12月」まで見込める必要があります。創業全般に係る組織同士の支援に係る包括的な連携でも構いませんし、本補助金の応募者に対して実施する支援に係る連携でも構いません。

Q12-4 : 事業計画の確認書の「確認事項」は全て記入する必要があるのですか。

A12-4 : 必須です。未記入の場合には、資格審査を満たさず不採択となりますのでご注意ください。

Q12-5 : 事業計画の確認書の「3. 補助事業終了後のフォローアップ」について、いつまでフォローアップを行う必要がありますか。

A12-5 : フォローアップの期間については定めておりませんが、補助事業終了後5年間は補助事業者が事務局に対して報告義務を負うことや認定支援機関制度における基本方針第4 3 二 イ「認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること。」を踏まえた上でフォローアップを行うことが望ましいです。

Q12-6 : 事業計画の確認書における認定支援機関の署名・捺印は代表者でないといけないのですか。支店長印でも可能ですか。

A12-6 : 確認書を記載する認定支援機関及び連携している金融機関の署名・捺印の内部規定等により判断してください。支店長印でも構いません。

Q12-7 : 事業計画の確認書、覚書等（金融機関と連携する認定支援機関の場合）以外に認定支援機関が用意し、応募者に渡す書類はありますか。

A12-7 : 認定支援機関が国に認定された際に通知を受けた認定通知書の写しを添付し、応募者に渡してください。

Q12-8 : 連携している金融機関の押印は担当者印でも可能ですか。

A12-8 : 原則、代表者印、社印、支店印、支店長印、これらに準じたものとします。金融機関の内部規定等により判断してください。ただし、担当者印は不可とします。

Q12-9 : 事業計画の確認書の様式「3. 連携している金融機関」の部分について、金融機関の代表者印や支店長印等があれば、担当者名の記載や押印は必要ないですか。

A12-9 : 金融機関の代表者印や支店長印等が押印されていれば、担当者名の記載・押印は不要です。

Q12-10：支援してもらう認定支援機関の種別によって、審査上、有利・不利はありますか。

A12-10：認定支援機関の種別による、審査上の有利・不利はありません。

Q12-11：金融機関と連携した認定支援機関との覚書等は、有効期限が平成27年12月まで見込まれることが必要ですが、平成24年度補正予算創業補助金において締結した覚書等をそのまま利用することはできますか？

A12-11：平成24年度補正予算時に締結したものであっても、有効期限が平成27年12月以降の日付となっている場合にはそのままご利用いただけません。それ以外の場合には、新たに覚書等を締結していただきます。

ただし、自動延長の規定が設けている場合においては、事業計画の確認書の3. 連携している金融機関欄の下に、「覚書等の有効期限については、自動延長の規定を設けており、応募要件である平成27年12月までの連携関係維持を確認済み」である旨の記載があればそのまま利用することができます。(H26. 3. 10 追加)

13 その他

Q13-1：本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。

A13-1：あります。本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。創業補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Q & Aに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。採択者の方は、地域事務局より後日配布される「補助金事務取扱説明書」を充分にご確認いただき、不明な点は予め地域事務局にお問い合わせください。